

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 10 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 6 月 16 日（木） 9：59 ～ 11:58

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

（ 1 ）平成 16 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて

（ 2 ）平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について

（ 3 ）その他

4．出席者

（ 専門委員 ）

富永座長、福土座長代理、飯島専門委員、石川専門委員、伊藤専門委員、
内田専門委員、海津専門委員、近藤専門委員、佐々木専門委員、武見専門委員、
門傳専門委員、山本専門委員

（ 専門参考人 ）

久野専門参考人、服部専門参考人

（ 食品安全委員会委員 ）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（ 事務局 ）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
西郷リスクコミュニケーション官、鈴木（卓）課長補佐

5．配布資料

資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 17 年 5 月 26 日食品
安全委員会決定）

資料 2 平成 16 年度食品安全委員会運営計画（平成 16 年 4 月 1 日食品安全委員
会決定）の実施状況について

資料 3 - 1 平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

資料 3 - 2 平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）のポイント

参考資料 食品安全モニター課題報告「食品安全委員会のこれまでの取組等について」（平成 17 年 1 月実施）

6．議事内容

○富永座長 皆様、おはようございます。定刻になりましたし、全員おそろいでございますので、ただいまから「企画専門調査会」第 10 回の会合を開催させていただきます。

本日は、事前に御連絡いただいておりますので、皆さん軽装でということでございまして、私もノーネクタイで参加させていただいております。委員長もできましたら、皆さんとお付き合いしてくつろいでくださいませ。

本日は 4 人の専門委員の方、澤田純一、土屋隆、和田正江、渡邊治雄の各委員が御欠席でございます。久野貢、服部光雄両専門参考人にも御出席いただいております。

また「食品安全委員会」から、担当委員である寺尾委員、坂本委員とともに寺田委員長、小泉委員、見上委員、中村委員、本間委員、多数御出席いただいております。

最初にまず先日、離任されました鬼武一夫専門委員の代わりに新たに任命されました、佐々木珠美専門委員から、抱負などを含めて自己紹介をいただきたいと思います。

佐々木専門委員は、日本生活協同組合連合会食の安全・エネルギー問題担当部長の要職にあられます。何か一言お願いします。

○佐々木専門委員 日本生協連の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま御紹介がありましたけれども、食の安全とエネルギー問題という、ちょっと関係のないような 2 つの担当しております。今年の 1 月まで、日本生協連の商品検査センターで仕事をしておりました。30 年来、食品の検査をやってきましたが、「食品安全委員会」には設置する前から、こういうような組織があればいいなということを非常に望んでおり、非常に期待をしております。自分自身がその仕事に少しでも携われるということで、非常に光栄に思っております。力不足ではありますが、皆様と一緒に勉強しながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○富永座長 どうもありがとうございました。今度ともよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

○小木津総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の一番上にございますのが、議事次第でございます。裏側に配布資料の一覧を載せてございます。

続きまして、その下が座席表でございます。

その次が資料 1 となっております。「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」ということで、先日、食品安全委員会において決定されたものでございますが、当面 17 年度のうちに 3 つの事項について御審議をいただくということになっておりますが、今日の議題は、そのうちの 1 つ目の 16 年度の運営計画のフォローアップと 16 年度の運営状況報告書についてでございます。

続きまして、資料 2 でございます。これは 16 年度の運営計画の実施状況について、まとめたものでございまして、既に前回 2 月 17 日時点で、その時点におきます実施状況について御説明をさせていただいておりますが、今回は 16 年全般の中身を整理したものでございます。

続きまして、資料 3 - 1 でございます。これが平成 16 年度の運営状況報告書（案）でございます。そして、この案について、ポイントを整理したものが次の資料 3 - 2 でございます。

続きまして、参考資料でございます。これは前回の会議のときに暫定集計版というのをお配りしておりますが、それが完成いたしました。食品安全モニター課題報告の「食品安全委員会」のこれまでの取組等につきまして、アンケート調査をしたものでございます。

資料は以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。欠落などはございませんでしょうか。よろしいですね。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

議事次第の裏側に本日の議事が出ております。最初の議題は「平成 16 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて」でございます。

それでは、事務局から議題 1 について、御説明いただきたいと思います。

○小木津総務課長 それでは、資料 2 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

この実施状況の資料でございますが、平成 16 年度の運営計画の項目に沿って、左右対称で整理したものでございます。2 月 17 日時点で一度お目にかけられておりますが、それを完成させたものでございます。

審議の都合上、項目ごとに区切って御説明をさせていただきたいと思います。全体で 7 項目ございますが、まず第 1 の項目でございます。「平成 16 年度における委員会の運営の重点事項」を定めたものがございますが、これに対して、どのような実施状況であったかということを中心に御説明させていただきます。

平成 16 年度は、この記載事項にありますように、4 点ほど重点事項として掲げさせてい

ただいておるわけですが、まず委員会の計画的な運営を図ることが第1点でございます。

続きまして、運営の透明性の確保を図るのが第2点でございます。

3番目が、自らの判断によって行う食品健康影響評価を始めとする主体的な取組を進めていくという点が3点目でございます。

4点目が国民の認識を高めていくということとともに、リスク分析手法の考え方を浸透させるといった重点事項を掲げて、16年度活動してきたわけですが、それに対しましての実施状況でございます。

右側の方を御確認いただければと思いますが、運営計画に基づきまして、委員会の計画的な運営に努めてきたわけですが、今後も専門調査会も含めた計画的かつ効率的な運営がより一層推進する必要があるという認識でございます。

その下でございますが、すべて会合を公開で開催し、必要な資料はすべて公表するという形を取っておりまして、運営の透明性の確保には十分努めてきたというふうに考えております。

また、その下でございますが、16年度におきましては、まず中間とりまとめという自らの判断で行う食品健康影響評価の1つ目の案件、これをまとめたところでございますし、この「企画専門調査会」におきまして、案件の候補を検討していただく。これを6か月程度ごとに行うというルールを確立していただきました。これによりまして、対応しているところでございます。

その下でございますが、委員会に対する国民の認識の向上、あるいはリスク分析手法の考え方の浸透に努めてきたわけですが、今後もホームページの充実とか季刊誌の発行などを通じて、より正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供に努めていくということで、特に国民の関心が高いテーマについては一層の推進が必要ではないかと、このように認識しているところでございます。

項目の第1については、以上でございます。

○富永座長　ありがとうございました。

この横長の資料には、ただいま事務局から御説明いただきましたように、以前に中間報告の形で2月に出されておりました、そのときには○とか×とかございまして、少し判断基準がよくわからないこともございましたので、これらがなくなりまして、その代わりに大変詳しく右の欄に、これまでの実施状況及び今後の課題を書いていただいております。

第1の項目は、委員会の運営の重点事項でございますが、これにつきまして、何か御質問、御意見ございましょうか。

これについてはあまりないようでございますので、また各論的な部分でいろいろ御意見を賜りたいと思います。

次に進ませていただきまして、第2項目「委員会の運営全般」について、御説明ください。

○ 小木津総務課長 それでは、項目第2について、御説明させていただきます。

まず1番目が、会議の開催について計画されているところでございます。委員会の会合でございますが、毎週木曜日を定例で開催しておりまして、16年度におきましては50回開催し、すべて公開で開催されております。

また、その下でございますが、「企画専門調査会」の開催。これも、計画どおりに開催されたわけでございますが、特に自らの判断で行う食品健康影響評価の案件の検討については、非常に熱心な御議論をいただき、候補を挙げていただいたわけでございます。この中で委員会におきまして、食中毒の原因菌であるリステリア、これを1つ目の案件として取り上げ、その他の部分につきましては、ファクトシートにまとめることとされました。または第2回目の候補の選定で挙げられました4件につきましては、今審議中でございます。こういったことで、計画を適切に実施してきたというふうに考えられると思います。

続きまして、その裏側でございますが、「リスクコミュニケーション専門調査会」でございます。こちらにつきましては、まず在り方等の検討をしていくということで、まず「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（案）」について御審議いただきまして、それが委員会において決定されておりまして、これに基づきまして、今審議が進んでいるところでございます。残念ながら、計画上は毎月1回程度と書いてございましたが、実質的には計6回の開催となっております。

続きまして「緊急時対応専門調査会」でございますが、既に基本的な事項につきまして、緊急時対応のマニュアルができておるところでございますが、今後は危害要因別の個別のマニュアルを検討していくということが課題に上っておったわけでございます。16年度におきましては、右の欄にございますように、食中毒に関する個別マニュアルを策定することについて注力したわけでございます。

続きまして、その下でございますが、食品健康影響評価に関する専門調査会の開催。リスク評価を行う専門調査会ではありますが、これは右の欄に書いてありますように、随時開催されておりまして、中には非常に頻繁に熱心に開催されている専門調査会もございます。

続きまして、その下でございますが、2ということとで、15年度の運営状況報告をまとめるとのことと、17年度の運営計画の作成ということとでございます。こちらにつきましては、「企画専門調査会」におきまして御審議をいただきまして、運営状況報告につま

しては、7月1日の委員会で決定されておりますし、17年度の運営計画につきましては、3月31日の委員会において、決定をしているところでございます。

項目第2は、以上でございます。

○富永座長　ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました、項目の第2につきまして、御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。

ここも事実関係を記述していただいておりますので、あまり問題はなかろうかと思えます。

それでは、また後ほど、御意見などありましたら、お聞きすることにしまして、次へ進ませていただきます。

3ページ、第3の項目は食品健康影響評価の実施です。よろしくお願いします。

○小木津総務課長　それでは、項目第3の御説明をさせていただきます。

まず1つ目が「食品健康影響評価に関するガイドラインの作成」ということでございます。平成16年度におきましては、右の欄にございますように、3つのガイドラインを策定したところでございます。「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」「特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方」「家畜等への抗菌性物質の使用による選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」。この3つをまとめたところでございます。引き続き、ガイドラインの策定に努めていくということとしております。続きまして、その下でございますが、「委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討」でございます。これも繰り返しになりますけれども、半年ごとに区切って、そこまでに集まったいろいろな情報を基に、自らの判断で行う案件の候補を絞り出していくということを、この企画専門調査会でお願いしているわけでございますが、その1回目の検討におきまして、選ばれたもののうち食中毒の原因菌であるリステリアにつきましては、リステリアを含む食中毒原因微生物ということで、広くとらえた上で、委員会自らが食品健康影響評価を行う案件として決定されております。

また「Q熱」「トランス脂肪酸」「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」の3件につきましては、ファクトシートを決定いたしまして、ホームページで公表しているということでございます。

また、17年に入りまして、2回目の候補の絞り込みの御検討を「企画専門調査会」でいただいたわけでございます。そして、その結果、4件候補として選ばれておりまして、まず「加工食品中に生成されるフラン」及び「食品中のクロロプロパノール類」につきましては、引き続き情報収集、調査研究を実施して、その結果を踏まえて評価の必要性を検討

するという扱いで、今、取組をしているところでございます。

また「ビタミン類の過剰摂取」「塩化ビニール等の合成樹脂を主成分とする容器包装資材（ラップ類）」につきましては、管理官庁であります厚生労働省から説明を受けた後、引き続き検討をしているところでございます。

続きまして、3番目でございます。「現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理」ということで、適切な処理を計画に掲げたところでございます。16年度におきましては、新たに113品目について要請を受けております。これらも含めて80品目について評価結果をとりまとめたところでございます。

反省点といたしましては、計画の中に清涼飲料水について、できるだけ16年度中を目途に評価を終了できるように努めるとございましたが、この部分につきましては、また引き続き審議が必要な状況でございます。

続きまして、4番目でございますが、食品健康影響評価の結果に基づいて、リスク管理機関が施策を講ずるわけでございますが、その施策を講じている実施状況をきっちりと監視するという役割が食品安全委員会に与えられているわけでございますが、このための調査を16年度初めて実施いたしまして、16年の6月17日に委員会において、その結果を報告して御審議いただいております。

また2回目の調査を12月16日の委員会でその結果を報告しておりまして、大体半年に1回ぐらいのペースで定期的に調査を実施して、きっちりと食品健康影響評価に基づく施策の実施状況を監視していきたいと、このように考えておるところでございます。

項目の第3は、以上でございます。

○富永座長　ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました、第3の項目「食品健康影響評価の実施」。これはいろいろ記述もされておりますが、これにつきまして御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。第4は「リスクコミュニケーションの促進」です。

○小木津総務課長　項目第4について、御説明をさせていただきます。

まず1つ目が「意見交換会等の開催」でございます。計画に対して、特にこの右側の方を見ていただきますと、意見交換会については計画で想定した以上の成果を上げているというふうに考えておりますが、まず「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」をまとめたわけですが、それを踏まえまして、関係各省と連携をいたしまして、全国各地で100回以上の意見交換会が開催できました。今後もさまざまな取組をしていく

必要があるわけですが、一番下に書いてありますように、より効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るため、リスクコミュニケーション専門調査会の議論を踏まえて、意見交換会における適切なテーマの設定や実施方法の向上に努めていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

続きまして、5ページでございます。2番目が「全国食品安全連絡会議の開催」ということでございまして、これは地方公共団体等との連携を図るという意味で開催することですが、これを9月17日に開催いたしております。今後もより具体的な連携の可能な分野や方法について、地方公共団体と模索していく必要があると、このように考えているところでございます。

続きまして、3番目でございますが「食品安全モニターの依頼等」でございます。16年度も470人を依頼しておりまして、特に新たな試みといたしまして、今回も参考資料としてお配りしておりますけれども、課題報告ということで、一斉にアンケート調査の形で、課題に対しての回答をいただくということを実施しておりまして、1つ目が「食の安全性に関する意識調査」。2つ目が「食の安全性に関する用語集について」。3つ目が今日お配りしております「食品安全委員会のこれまでの取組等について」ということで、課題報告を実施したということでございます。また、活発な随時報告もいただいております。今後も引き続き適切な課題報告のテーマ設定等に努めていきたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、4番目でございますが「情報の提供・相談等の実施」でございます。計画に定められたことは実施してきたわけですが、これに加えて、特に努力をした部分につきまして、コメントさせていただきたいと思っております。

第3パラグラフの真ん中ごろからでございますが、これに加えて、紙媒体によるわかりやすい情報発信を図るため、季刊誌「食品安全」を発行いたしております。BSEについて、日本におけるBSE対策についての中間とりまとめの内容をわかりやすく解説した特別号といったものを発行いたしましたし、リスク分析とかリスク評価の手法、あるいは食中毒菌、薬剤耐性菌の評価指針、鳥インフルエンザとかメチル水銀等についても掲載しておるところでございます。今後とも、こういった内容の充実を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

その次のページまで、この部分は記載がわたっておるんですが、今後の課題といたしましては、キッズボックスやファクトシートのさらなる充実、あるいは今御紹介いたしました季刊誌における適切なテーマの設定等に努めていきたいと、このように考えておるところでございます。

5番目が「リスクコミュニケーションに係る事務の調整」でございます。これにつきましては、リスクコミュニケーション担当者会議を毎月2回開催しておりまして、リスク管理機関との連携を図りながら、リスクコミュニケーションの推進に必要な調整を行っていききたいと考えております。

項目第4は、以上でございます。

○富永座長　ありがとうございました。

それでは、項目の第4につきまして、御質問、御意見ございませんか。どうぞ。

○内田専門委員　5ページの下の方の「情報の提供・相談等の実施」のところで、ちょっとホームページに関しての提案なんですけれども、1日に多分1,000件以上のアクセスがありまして、必ずしも情報を引き出したいだけではなくて、消費者の中には「食の安全ダイヤル」を利用しないまでも、何か一言物申したい消費者の方もいると、私は思うんです。これからどんどんホームページに載せる情報量も多くなりますし、何をどう整理してホームページに載せていくかというのも大きな課題だと思いますので、できるかどうかはわからないですけれども、例えば、アンケートを載せて、こういった情報が興味深かったかとか、どういう情報を優先的に載せてほしいかとか、そういったことをアクセスした消費者の方に答えていただいて、情報提供だけではなくて一般の人々の意見とか要望を吸い上げるというようなことも少しずつ加えていかれると、より充実していくのではないかなと思うんです。

○富永座長　いかがでしょうか。

○藤本広報課長　御指摘を踏まえながら、更に進めていきたいと思っておりますけれども、実はこれまで取り組んでいる分だけ若干御紹介させていただきますと、昨年の4月に一応ホームページを全面的に見直したんですが、その見直しの前に、さっきおっしゃられたような感じで、アクセスした人にどんな感じかというのをアンケートしたことがございます。

あと、17年度の新しいモニターの人に、5月実施ということで今集計をしておるんですが、ホームページのことについての御意見を今いただいて、集計をしております。いずれにしても、御指摘を踏まえながら、またそういう方向でやっていきたいと思っております。

○富永座長　ホームページもコミュニケーションには大変重要な役割を演ずると思います。一方では「食品安全モニター会議」など、全国各地で開催していただいて、モニターからの意見の吸い上げですね。そういうこともおやりいただいておりますけれども、ホームページも近年ますます盛んに使われております。ただし、ホームページの制約というのは、やはり全くパソコンにアクセスできない方がたくさんおられますので、両面作戦でやるよ

り仕方がないですね。

ほかに御質問あるいは御意見ございませんか。よろしいですか。

それでは、次の第5の項目に移らせていただきます。「緊急の事態への対処」について、御説明ください。

○小木津総務課長 それでは、第5の項目につきまして、御説明をさせていただきます。ここは1つ目と2つ目が緊急時の対応、共通の事項について、まず関係府省の基本要綱をまとめる。そして、委員会自身の基本指針をまとめる。こういう作業を4月中に行うということでございましたが、これらにつきましては計画どおり実施させていただいております。

また、残された課題として3番目に危害要因別の個別のマニュアルを策定していくという課題が残っております。これにつきましては、まず手始めに食中毒に関しまして、関係府省の実施要綱、委員会独自の食中毒緊急時対応指針を策定、公表したところでございます。個別のマニュアルはまだ課題がございますが、引き続き、検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。

第5の「緊急の事態への対処」でございますが、これについてはいかがでしょうか。

特に御質問などないようでございますから、次へ移らせていただきます。

次の第6は「食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」でございます。よろしく申し上げます。

○小木津総務課長 それでは、項目の第6でございますが、1つ目が「危害情報等のデータベース化等」を図るということでございます。食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集管理していくという役割を、食品安全委員会が関係府省との関係で担っておるわけでございますが、これにつきましては「食品安全総合情報システム」というものを平成16年度から3年間かけて構築していくという計画が進められているところでございます。平成16年度におきましては、右の欄に書いてありますように、実際の構築業務の受託者を決定いたしまして、作業を進めておりまして、文献情報及び危害情報データベースについては、16年度中に構築しておりまして、この6月から一部運用を開始したところでございます。このシステムにつきましては、7ページにございますように、17年度以降もデータベースの追加等の一層の整備を図っていくことといたしております。

また、2番目でございますが「国際会議等への参加」ということでございます。これにつきましては、16年度におきましては、コーデックス委員会の各部会でありますとかOE

C D タクスフォース、あるいはO I E の総会その他の国際会議等に委員等を派遣しまして、必要に応じ情報の共有を行ったところでございます。今後も引き続き、必要に応じた対応をしていきたいと、このように考えております。

続きまして、第7が短いので、まとめて御説明させていただきます。「食品の安全性の確保に関する調査」ということで、計画上①～⑤までの項目につきまして、調査を行うということでございましたが、計画どおり、このそれぞれの分野において、調査課題を決定いたしまして、調査を実施しております。

この詳しい中身につきましては、後ほど御紹介します運営状況報告の中に詳細が載っておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上でございます。

○富永座長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました、第6、第7の項目につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、どうぞ。

○内田専門委員 6ページのデータベースのことについてなんですけれども、新しくできたので、私自身も検索してみたんですが、私自身がそういう検索に慣れていないせいもありまして、ページを開くと、いきなり公開ウェブのメニュー画面になって、そこから検索の画面の分類が出てきてしまって、もし一般の消費者を対象に考えていらっしゃるとしたら、やはり使い方を例示で示すとか、初めての方へとか説明を加えていただくと、やはり親切ですし、これからどんどん充実させていかれると思うので、データベースに関しては、特に初めて検索するという方を頭に置いてつくっていただけると大変ありがたいと思うんですけれども。

○富永座長 大変いい御意見だと思います。内田専門委員にはデータベース利用に関するモニターのような役割を果たしておられますけれども、やはりユーザーの側に立って、そういう意見を言っていただけますと、事務局の方も対応しやすいと思います。

何か事務局から、お答えございますか。

○鈴木（卓）課長補佐 ただいまの御指摘を踏まえまして、より使いやすいシステムの構築に努めてまいりたいと思います。まだ始まったばかりですので、そういった御意見を幅広くいただければ、我々としても具体的な対処を検討する上で、非常に有用だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○富永座長 ほかにございませんでしょうか。大枠について、結構でございます。

どうぞ。

○伊藤専門委員 大枠は問題ないのではないかなと思うんですけれども、私自身の反省も含

めてなんですけれども、3ページの委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象ということがあったんですけれども、そのときに議論には入っていたわけなんですけれども、結果として、リステリアとかいろんなのが挙がっていましたが、一般の消費者に対する優先順位づけという部分で、何であるときにノロウイルスを挙げられなかったのかなというふうにつくづく反省しています。

と言いますのは、我々は店舗を運営している中で一番気にしているのは、S E、サルモネ・エンテリティディスなりO157なんですけれども、このノロウイルスについては、宮城県あるいは広島産の生食用のカキの販売を通じて、1次感染という部分では非常に気を付けている部分はありますけれども、去年末から今年の1月にかけて、老人ホーム等で高齢者が亡くなられた原因はすべて2次感染、3次感染。これもいろいろな経験の中で、なかなか食材を後から検査しても、厨房を検査しても出てこなくて、結果として患者の検便からしか検出されないという、いろんな事情もあるわけなんですけれども、そういった部分であれだけの事態になることをアラームと言いますか、注意を喚起するようなことが事前でできなかったものかなと。「食品安全委員会」の使命を考えれば、その辺に目が向いてもよかったかなというふうに、提案できなかったことについては非常に反省しております。そういった考え方も必要なのではないかと思いますので、意見としてお伝えさせていただきます。

○富永座長 大変貴重な御意見だと思います。そういうことも想定した上で、迅速に身軽に的確に対応できればいいんですけれども、今後留意しなければいけない点でございます。

ほかにどうぞ。

○山本専門委員 2つほど教えていただきたいんですけれども、1つは1番目のリスク分析手法の考え方の国民への浸透定着。ここが本当にある意味では、いろいろな問題があるのかなと思うんですけれども、どこまでおやりになったのか。それから、今後どうされるのか。

1つは最近の事例で、専門的には大変わかりやすかったかなと思うのは、メチル水銀の耐容許容量という話で、あのときに100万分の1リスクで2 μ gですよという考え方。今までもそういうのはあったのかもしれませんが、我々はちょっと専門的に見ると、大変わかりやすいと。あのことをこれからどうやって国民に浸透させるかと。やはりリスクとは何なんだと。どの程度のリスクを求めるかということをきちんと評価をしていたということが、やはり「食品安全委員会」に課せられた一番大きな課題だと思うんですけれども、その辺をどうされているのか、一つ教えていただきたいということ。

もう一つは、2番目の「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施条件の調査」とい

うことで、多分リスクマネジメント機関に対する施策のその後ということで、これは調査されているんですけども、この時点で事例として何か健康影響評価を出したけれども、リスクマネジメント機関として問題があったか、なかったのかというような事例がもしおありでしたら、ちょっと教えていただきたいです。

以上、2つです。

○富永座長 2点について、事務局から御説明ください。

○西郷リスクコミュニケーション官 最初の点につきまして、リスク分析がどの程度浸透していると考えていいのかということでございますけれども、御指摘のとおり、言葉になじみがないということもありまして、また行政機関の役割が2年前から変わってきたということもございまして、なかなか御理解いただけていないというところはそのとおりかもしれません。

やってきたことと申しますと、ここにいろいろリスクコミュニケーションと書いてございますけれども、パンフレットとかその他もそうでございますけれども、百数十回やった意見交換会の中で、どのようなテーマにいたしましても、最初にはいわゆる各機関の役割を示しつつ、リスク分析というのはこういう仕組みの中でリスクコミュニケーションというのをやられていただくのが重要ですよということを必ず資料付きで御説明しているところでございます。

本当は最初の1年目から、そういったことを重点的にどんどんやっていこうと考えていたんでございますけれども、BSEの問題でございまして、逆に個別の問題が先にどんどん議論いけないのが出てきてしまったものですから、そちらの方に大分重点が置かれてしまっているということはあると思います。その中でもリスク分析の枠組みなどについても意見を交わしていただきたいと思いますと思って資料を作ったのですけれども、いろんな御立場によって考え方も違った方がいらして、必ずしも当初予定していたような形での浸透は図れていないという点はございます。

それから、一般というか、世の中ということだけではなくて、政府機関の中でも、ときどきこんがらがってわからなくなることも、自分も含めてございますので、今後とも、いろいろきちんとやっていかなければいけないかなというふうに思っています。

あと、メチル水銀につきまして、今後どのような、例えば、リスクコミュニケーションをやるつもりでいるのかという御質問がございました。まだメチル水銀につきまして、この間の汚染物質専門調査会で今、御指摘のあったような議論が大体まとまってきたところということでございます。最終的な評価書にすべて編集しているところと承知しております。

ですから、これから皆さんの議論の対象となる評価書案ができてきて、それで普通の手続で言えば、委員会に上がって、パブリック・コメントということになったときには、その間に意見交換会なども開催いたす予定です。こうしたリスクコミュニケーションに努めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いします。

○富永座長　２点目の方。

○藤木勸告広報課長　２点目の方でございますけれども、これまで先ほども説明させていただきましたとおり、委員会から評価通知を行ったものについて、２回にわたって実施状況を調査しました。その結果につきましては、委員会で御審議いただきまして、その委員会において問題になったものはございませんでした。

○富永座長　よろしいでしょうか。第１点目でございますけれども、先日も「汚染専門調査会」に引き続きまして、メチル水銀の摂取量について新聞記事が出ました。ああいう新聞記事は国民の皆さんが非常によく読んでおりまして、メディアとしては大変重要でございまして、ああいう記事が非常に正確でないといけない。先日の記事は正確だったと思いますけれども、この委員会のいろんな専門調査会には大勢の方が傍聴に来ておられまして、それぞれ資料に基づいて取材して記事にされると思いますが、大変重要なものについては事務局から特に重要と思われるものは記者会見をして、誤解のないように非常に的確な記事にさせていただけるようにしていただくと、非常によろしいのではないかと思います。

私はこの専門調査会ではないんですけれども、ほかの会議でしばしば委員会で傍聴で来られるマスコミの方々が、ごく一部だけ、記事になりそうな部分だけにスポットライトを当てて記事にされるものですから、全体像の印象が歪んでしまいまして、大変迷惑をすることもあるんですけれども、そのようなことはなるべく避けるために、くどいくらい正確に適格に情報提供していただければいいのではないかと考えております。

ほかに何かなんでも結構でございますから、御意見をどうぞ。

○海津専門委員　今、御回答いただきましたリスクコミュニケーションの現状について、政府の中などでも認識に微妙に違いがあったりするとかというのは、すごく問題だと思うんですけれども、今後それをどのように解決されていくのか。具体策をお持ちなのか。多分何か解決していかないと、この理解の溝というのは埋まらないと思うんですけれども、それをどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○西郷リスクコミュニケーション官　政府部内で意識のずれがあるというのは、意見の対立があるとかいうことではなくて、例えば、管理とか評価とかリスクコミュニケーションといったときに、どこからどこまで、どちらがやるかというところで、いつもその辺の議論で、ケース・バイ・ケースで、うちは評価官庁だからこれをやらないとか、私は管理官

庁だからこれをやらないとか言うのと、どちらもやらないところが出てくるということがあってはいけないなという論点で、まだ経験が浅くときどきどうしようかと迷うこともございますけれども、それにつきましては、どこかにも書いてございましたけれども、リスクコミュニケーションの担当者会議というのがございます。

これは2週間に一遍くらい、いつも課題がなくても関係府省の担当者が必ず顔を合わせて、いろいろ全国各地でどのような会合が行われているとか日程の調整でございますとか、こんなことが誤解されているのではないかとか、そういったことを情報を持ち寄って、今後の日程などを調整するというようなことをして調整をしているところでございます。

○富永座長 よろしいですか。

○海津専門委員 はい。

○富永座長 ほかにどうぞ。

○齊藤事務局長 ちょっと今のことに補足させていただきますと、リスク分析の考え方そのものについて、コーデックスの考え方とかいろいろな考え方があるわけですね。そういう幾つかの考え方を参考にしながら、この日本の食品安全基本法はできているわけです。

この現行の食品安全基本法の中では、評価と管理を分離するということがかかなりウェイトが高くなっている。一方で「食品安全委員会」については評価機関であるわけでありましてけれども、全体を調整したり、またその勧告をしたりという意味で、純粋に評価だけをやる機関という位置づけにもなっていない。

その辺の役割分担というのが正直申しますと、基本法ができて、この発足以来1年半の間、要するにリスクコミュニケーション官の方からも話がありましたけれども、その接点となる部分。その部分の調整と言いますか、それをどういうふうにやっていくのかということで、やはり担当者間にも、そこはある種の試行錯誤があったんだろうし、現時点でもやはり問題ごとに解決していかなければいけないところがあるんだと思います。

そういう意味で、意見が対立しているということではなく、現実を見たときにどういうやり方がいいのかということについては、正直に言うと私たちもまだ経験が十分蓄積されていない。ですから、今後もある意味で日本の状況に合った形で進めていく勉強をもっとしなければいけないとか、そういう反省だと思っていただければ、ありがたく思います。

○富永座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○山本専門委員 リスクについては、このリスクをどの高さまで取るか、どこまで低くするかということの議論があるということは事実だと思うんです。ただ、交通事故の6,000分の1のリスクと食品添加物の100万分の1リスクを同一で議論するということは、ちょ

っと問題があるなということはわかりますけれども、少なくともリスクをどの辺まで取るのが標準的なのかということが、どうも国民の中に定着していないということは、これをやはりどういうふうに定着させていくかということをやまずきちんと仕組みとしてかかっていかないと、評価すること自体は幾ら評価しても、それが国民に納得されないという現状を考えますと、ポイントはやはり、まずリスクというのは何なんですかと。どういうふうに評価しましょうかと。世の中にあるいろんなリスクを並べて、並べてみていいのかどうかわかりませんが、どう取ればいいのかということをややはり理解してもらおうという取組みを本当に急いでやらないとおかしいのかという気がしているものですから、何かうまい方法があれば、是非お考えいただければ、ありがたいなと思います。

○富永座長　ありがとうございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

○海津専門委員　今、山本専門委員が発言されたことに付け加えて、一般の方の理解を得るために、どこが一般の方の理解のネットになっているのかというのをもっと、勿論、食の安全モニターからの意見も大切なんですけれども、彼らは多分すごく意識の高い方々だと思うので、そうではなくて、もっと普通の人々の意見をどうやって吸い上げていくのかというところの辺りも、ちょっと考えた方がいいのではないかなという気はいたします。

○富永座長　同感です。どうぞ。

○西郷リスクコミュニケーション官　御指摘をどうも本当にありがとうございます。同じような御指摘は「リスクコミュニケーション専門調査会」でもしょっちゅういただいております。非常に古くて新しい問題で、例えば、専門家の方の御議論をどこが伝えるのか、あるいはリスクの概念そのものということなんですけれども、同じ日本語をしゃべっているのかわからなくなるようなところもあったりなどして、本当に難しい問題だと思います。

どんなことをやっているかということがございますけれども、「リスクコミュニケーション専門調査会」でも御指摘がございまして、要するに、ちゃんと伝わっているんだろうかという検証のための調査だとか方法論の問題でございますとか、あるいは意見交換会。我が国は非常に意見交換会中心のリスクコミュニケーションで、意外と珍しいタイプの国だと思うんですけれども、こんなにやっている国はほかにないのではないかと思います。そのやり方についても、どのようなやり方がいいのかといったことにつきましても、いろいろ御議論いただいているところです。

ただ、決め手がもう見ついているわけではなくて、本当になかなか非常に難しい問題

だと思っていますけれども、きちんと取り組んでまいりたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○富永座長 どうぞ。

○門傳専門委員 今、リスクコミュニケーションですけれども、全部が全部「食品安全委員会」にやらせるというのは、多分無理だと思うんです。食品は、原料をつくる農家があってメーカーがあって小売りがあって、なおかつマスコミ。まさにこのフルメンバーがやはり応分の責任というのを感じて、もうやってはいると思うんですけれども、法律に書いているから全部「食品安全委員会」に丸投げして、あなたたち、ちゃんとやれよと言っても、これは限れた予算と人員の中では限度があるので、それはそれとしても、本当のリスクコミュニケーションは、それぞれみんな毎日食べているわけですから、食べる側もそうだし、供給する側。それぞれの部分やはりきちんと、開き直るわけではないんですけれども、そういったものを意識がきちんとあるような、これがやはり本当のリスクコミュニケーションの土台だと思うんです。

そういったものを「食品安全委員会」の方からは言いづらいと思うんですけれども、やはりそれはだれかがどういった形できちんと発信すべきものだと思うので、そこはどかがやるのかちょっとあれですけれども、そういった議論もやはりやらないと、犯人探しみたいになってしまうと困るので、そういったことは是非避けなければいけないというふうに思っています。

○富永座長 大変重要な御指摘です。どかがやるのかは問題でしょうけれども、やはりこの専門調査会が一番重要な役割を演じていますね。

どうぞ。

○伊藤専門委員 たまたまリスクコミュニケーションのところで、ちょっと話題になっていますので、物の考え方と言うんですかね。心理を読むということを今、社内によく言われているんですけれども、ただ売ることだけではなくて、お客さんの心理を読めという言い方をされています。これも多分共通すると思うんですけれども、いわゆるリスクの中の風評被害という部分で、鳥インフルエンザの発生時に京都の浅田養鶏さんが非常にたたかれたわけですけれども、時を置いて冷静になってみたときに、この前、あるところの会合の中で、こういう議論も出てきたわけです。あのときは厚生労働省、農林水産省、「食品安全委員会」連名で、卵と鶏肉には問題ありませんよということで、ポスターなどで運動されたわけですけれども、結果として、それをなかなかうまく活用できなかった部分もあったわけですけれども、たまたま冷静になって考えたときに、あの問題が浅田養鶏さんの会長御夫妻が自殺するまでの問題だったのかというような意見も、落ち着いて考え

みると出てくるわけですね。

ですから、そういった反省も必要だし、そういうことに時間を置いて、やはり学習して、それをいかすという部分は非常に大事だと思うので、そういうことも是非考慮していただければなというように思います。

○富永座長　どうぞ。

○西郷リスクコミュニケーション官　御指摘のとおりだと思います。例えば、同じ鳥インフルエンザの問題がオランダでも何年か前に起こりまして、日本よりも相当規模が大きかったわけでございますけれども、当時はオランダで、逆に鶏肉だとか卵が足りなくなっただけで、消費の減退は起きなかった。ただし、政府のコミュニケーションで若干問題があったとすれば、学校で飼っていたガチョウだとかアヒルとかをある日突然持って行ってしまっ、子どもたちの心のケアとか、そういった点で問題があったのではないかというような指摘がございます。我が国は、おっしゃったようなことが起きたわけございまして、BSEの問題につきましても、非常に我が国ではああいう問題が起きたわけでございますけれども、カナダでも最近起きたんですけれども、カナダは逆に国内の牛肉消費が非常に上がりました。

輸出ができなくなったので、食べよう食べようという運動をやったらしいんです。ですので、国によって、いろいろ国民性の違いもあるのかもしれませんが、同じようなことが起きても、いわゆる社会現象として起きることはかなり異なっているということがございます。

そのうち、日本はリスクコミュニケーションがすべて下手だから、こんなことになっているんだというのは、ちょっと私も切ないんですが、それだけではないと思うんです。いろんな業界の方もそうだし消費者の方もそうだと思うんですけれども、仮に、そのコミュニケーションのやり方がよければ、社会全体としての損失がもしかしたら少なくできるかもしれないといったことは、いろんなところから御指摘をいただいているところでございまして、今のところ、実際にどのようなことが起こったのかとか、あるいは、もしどういった点に気をつければ、こういった損失は防げたのではないかという、いわゆる「風評被害」という言葉自体を使ってはいけないというのもあるんですけれども、いわゆる「風評被害」については事例調査だとか分析だとかいったことについても、進めているところでございます。

○富永座長　どうぞ。

○門傳専門委員　ちょっとくだらない質問で申し訳ないんですけれども、リスクコミュニケーションを日本語に訳すと、どういった言葉が一番ふさわしいんですか。多分、ぱっと

言われて、わかっているようでわかっていない。一般の方がリスクコミュニケーションと言われて、非常にとらえ方が違って、誤って取られるかもしれないんです。一般のごく普通の方。それはどうなんですか。

○ 富永座長 どうですか。

○ 西郷リスクコミュニケーション官 一般で、ごく普通かどうか分かりませんが、食品安全基本法でどうもこれはリスクコミュニケーションのことを言っているのだなと思いますのは、関係者間の双方向の意見情報の交換というふうに言っております。

ですけれども、そう言うと、ますますわからなくなってしまうて、なかなかうまく言葉がないということはあります。

○ 佐々木専門委員 初めての参加で、今までのやりとりがどういう経過か、ちょっとわからないのですが、リスクコミュニケーションが話題になっていますので、少し経験的なことを紹介したいと思います。ヨーロッパにおけるリスクコミュニケーションというのは、かなりの歴史がありまして、基本的には痛みを分かち合うみたいな思想がもともとあるように感じています。私が最初に接したのは、チェルノブイリのときのリスクコミュニケーションですが、いわゆる食品の安全ではスタートかなというふうに思っています。全く発想が違いまして、正しい知識でいかにその被害を薄めるか、みんなで分かち合っている弱者のところにリスクを集中させないというような発想が非常に強くありました。日本とはやはり背景がかなり違うなということと、先ほどオランダの事例も出ていましたけれども、オランダのリスクコミュニケーションというのは、特に会議をやるとか何とかというよりも、24時間疑問があったらいつでもどうぞという受入窓口があるということです。ちょっとシステムの名前は忘れましたが、皆さんは御存じだと思いますが、何かあったらここに聞けばわかるとか、対応してもらえると日常的な信頼感がかなりあります。オランダの場合は、EUの中でも消費者の信頼レベルがかなり高いと聞いていますが、一朝一夕でできたものではないと思います。

この「食品安全委員会」にしても、そもそもリスクアナリシスを食品の安全評価に取り入れようということをつくって、準備段階から見ても、まだ本当に3年か4年でまだまだ発展途上だと思います。先ほどからの日本の食生活の在り方ですとか、社会的な構造の問題とかが当然あるわけですから、すぐにこれがベストだというのはできてこないと思います。この間、私が一番感じているのは、科学的な評価を一般の方にわかってもらうためには、科学者ですとか研究者ですとかの参加が必要ということです。「食品安全委員会」は専門家として、極めて高度な評価をしています。それをどういうふうに翻訳して、あるいはどういうふうに日本語にする、というのはおかしいですけれども、かなり片仮名の多

い報告書ですから、それをわかりやすくすることが必要だと思います。例えば、科学者が消費者に説明するような、科学者のそういう集団がヨーロッパだとあるんです。それでいろいろレクチャーをすとか、集めるのではなくて出かけていくシステムとかあります。おいおいそういったような、受け皿として組織的な動きが出てくるといいなと感じています。リスクコミュニケーションでは、一般的なステークホルダーよりも、ともかく食べている人はみんな関係者だよというふうに言っているわけですから。研究者ですとか、まだまだ積極性が足りないなというふうに感じています。感想みたいな発言をしてしまいましたが、よろしくお願いします。

○富永座長 有益な御意見だったと思います。

ほかにございませんか。

それでは、本日は第1の議題「平成16年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて」を資料2に基づきまして、左半分の「記載事項」、右半分の「これまでの実施状況及び今後の課題」について御説明いただき、またいろいろな御意見を賜りました。

私が見ますところ、大変大きな修正箇所などはないと思いますけれども、それぞれ大変有益な御意見あるいは一部要望もございましたので、必要に応じて、これを部分的に追加修正いたしまして、完成したものを「食品安全委員会」へ報告したいと思いますが、今回の概要は一応「企画専門調査会」として承認することにしたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○富永座長 では、一部修正しますけれども、これは御承認いただきました。ありがとうございました。

それでは、第2の議題「平成16年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について」。膨大ですから、できるだけ簡潔に御説明いただきたいと思います。

○小木津総務課長 それでは、資料3-1、3-2に基づきまして、御説明をさせていただきます。既に事前に資料をお目通しいただいているかと思いますが、細かい説明は省略させていただきますが、まず本体であります、報告書案の目次を開いていただきたいと思います。

目次の構成ですが、「総論」というのが1番目でございます。

2つ目が「平成16年度における食品安全委員会の取組」ということで、それぞれ委員会の計画的な運営とか順番に整理されておるところでございます。それが6項目にわたって整理されておりまして、次のページにまいりますと、3番目に「平成16年度における食品安全委員会の運営状況の総括」ということになっております。後ほど、ここの部分に

つきましては、再度御確認をいただきますが、こういった構成の中で、そのポイントとなるものを資料３－２に基づきまして、御説明をさせていただいて、全体の説明に代えさせていただきますたいと思います。

資料３－２でございますが、まず総論の部分につきましては「食品安全委員会の発足からの歩みと平成１６年度の運営のあり方」、これを中心にまとめているところでございます。

そして、具体的な「１６年度における取組」でございますが、「委員会の計画的な運営」でございますが、運営計画に基づきまして、委員会会合を５０回、専門調査会の会合を計１２３回開催しております。すべて公開で開催しておりますところでございます。

２番目でございますが「食品健康影響評価の実施」でございます。まず先ほども御説明いたしました、食品健康影響評価に関するガイドラインの作成、３つのガイドラインを作成させていただいております。

また、その下でございますが「委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の点検・検討」でございます。この手続がこの平成１６年度確立いたしまして、２回にわたりまして、この企画専門調査会を中心に御検討をいただいたわけでございます。

続きまして、その下でございますが、評価要請を受けて実施するものでございます。１１３件の評価要請を受けまして、これを含めて８０件の評価結果を通知したところでございます。

また、その下でございますが、食品健康影響評価の結果に基づくリスク管理機関での施策の実施状況を監視するということでございまして、２回にわたりまして調査を実施しております。これも平成１６年度の新たな取組みでございます。

続きまして、３番目でございますが「リスクコミュニケーションの促進」でございます。現状と課題をとりまとめたということと、個々の評価結果を通知するに当たりまして、それに先立ちまして、意見情報を国民から募集しております。その案件が８２件ございました。

また、意見交換会等につきましては、計画を上回る実績を挙げておりまして、１００回以上の開催をしておりますところでございます。特にＢＳＥ対策とか薬剤耐性菌などについて対応したところでございます。

その下でございますが、地方公共団体との連絡会議を開催した。また、食品安全モニターの活動として、４７０名の方に依頼しておりますが、特に１６年度の実績といたしましては、課題報告を３回実施しておりますということでございます。

また、その下でございますが「食の安全ダイヤル」。約八百件の問い合わせ等を受け付けております。

その下でございますが、季刊誌「食品安全」の発行、これを新たに行っているところでございます。

その右側でございますが「緊急事態に関する危害要因別の要項等の策定」という課題が挙がっているわけでございますが、食中毒に関しましては、関係府省、委員会のそれぞれのマニュアルを策定したところでございます。

続きまして、その左下でございますが、情報の収集・整理・活用でございます。先ほど御紹介いたしましたように、食品安全総合情報システムの構築を3年かけて行うということで今、作業中でございます。また、6番目が「食品の安全性の確保に関する調査」でございます。これも計画に基づきまして、実施しているところでございます。

本文の方をちょっとめくっていただきまして、資料の3 - 1の27ページをお開きいただきたいと思います。ポイントの方にも書いておりますが、運営状況の総括でございます。この内容を御紹介させていただきたいと思います。

まず第1パラグラフで、全体の総括でございますが、16年度の運営計画に基づきまして、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の取組が着実に実施されたと、このように自己評価しているところでございます。

具体的な中身でございますが、まず公開で50回の委員会を開催し、すべて資料を公表するという形で運営の透明性を確保したというふうに認識しております。また、食品健康影響評価につきましては、次のページにわたりますが、113件の要請を受け、80件の項目につきましては、評価結果を返しているところでございます。

また、自ら評価の部分でございますが「リステリアを含む食中毒原因微生物」をまず選択しての1号案件ということで決定しておりますが、その他の案件につきましては、ファクトシートを作成しまして、ホームページに掲載するというようことで、主体的な取組にも努めたところでございます。

また、その下でございますが、リスクコミュニケーションにつきましては、現状と課題をとりまとめた上で、これに基づきまして、また引き続き検討を行っております。季刊誌「食品安全」の発行、ホームページの充実等に努めておりまして、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供に努めたと、このように整理しております。

その下でございますが、情報のデータベース化を進めているわけでございます。16年度におきましては、危害情報をデータベース化し、迅速な検索を可能とするシステムを構築したところでございます。

以上のことを踏まえますと、今後17年度以降の運営の在り方として必要なことということでございますが、より一層推進すべきこととして、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供。また、食品健康影響評価におきましては、要請を受けて行うことはもとより、自らの判断で行う案件の点検・検討。また、その基になります研究の推

進。これらを実施することによって、主体的な取組をこれまで以上に推進していく必要があるということです。

こういった認識に基づきまして、先駆けて既に 17 年度運営計画の御議論をいただいたわけではありますが、この運営計画の認識にありますように、委員会及び各専門調査会の計画的・効率的な運営の一層の推進を図っていく必要があるだろう。また、自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討、あるいは食品健康影響評価技術研究の実施など、主体的な取組のさらなる推進を図っていく必要があるだろう。

また、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法を開発していく必要があるだろう。

4 番目としまして、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供を一層推進していく必要があるだろう。

また、その基になります、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理を一層推進していく。システムの整備などが、これに含まれるわけですが、こういったことを重点事項として定めたところでございます。

この運営状況報告書のポイントは、以上のような中身になっております。

○富永座長 ありがとうございます。

大変膨大な資料を要領よく御説明いただきました。資料 3 - 2 及び報告書の 3 - 1 に関しまして、何か御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

○福土専門委員 報告書は前年度もつくっていらっしゃいまして、我々もいただいていますけれども、全体的な話なんですけれども、どれぐらいつくって、どういうところにまいているというか、つまり情報として非常に貴重なものとか、いろいろな部署で活用できるような。例えば意見交換会のリストを見ると、いろいろな専門家の人材リストにもなっているなというふうに思いましたし、その食の安全の今を知る上で、1 つのいい資料だなというふうに拝見していたんですけれども、どういうふうな配布状況なり活用状況になっているかをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○小木津総務課長 運営状況報告書自体につきましては、ほかの資料と同じように、すべてホームページ上にアップしておりまして、だれでも入手できるような状態にしております。

また、紙ベースの情報といたしましては、その他の情報も少し加えまして「食品安全委員会年報」という形で作りまして、こちらはちょっと部数が限られているものですから、関係機関等に配布しているところでございます。

○ 富永座長 福士専門委員、よろしゅうございますか。

○ 福士専門委員 はい。

○ 富永座長 ほかに何か御意見あるいは御質問ございましたら、どうぞ。

○ 山本専門委員 私もたびたび申し上げたんですけれども、このメディアの活用ということとは、食品安全、あるいはそのリスクコミュニケーションを見て、非常に大事だなということたびたび申し上げているんですけれども、何回か前に、どういう活動をされていますかという話をしたときに、やっていますというお答えをいただいたんですけれども、具体的にメディアとどんな形でどういう交流をしているかと。勿論個々の評価結果を発表するというようなときは、勿論当然やっておられると思いますけれども、それ以外のときで定期的にやっておられるというようなことがあって、そのことが公開されているのか公開されていないのか、ちょっとその辺だけお聞きしたいと思います。

○ 藤本勸告広報課長 メディアの関係では、定期的にとということでは、四半期に一度、記者懇という形と論説懇という形で実施しています。テレビも含めてでございますけれども、一般の記者の方々を対象に、委員の方々と自由な懇談という形でやっているケースと、論説の関係の方と自由な懇談を委員の方とやっていただくという形とで行っています。性格上、そういう形のものでありますから、中身も公表とか公開でやるという形ではやっておりません。

○ 富永座長 ほかにどうぞ。

○ 武見専門委員 先ほどから、リスクコミュニケーションのこととか、すごく話題になっていると思うんですけれども、今日の今の御報告の最後にも、今後一層効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発ということが出てきているんですけれども、例えば、これは食品安全モニターの課題報告のところの 11 ページを背景にしますと、リスク分析手法の基本的な枠組みについて、リスク評価とそのリスク管理を分けているとか、どうリスク評価をしていくかということについて、浸透しているかということの回答の中で、いわゆる食品安全に関心の高い人には広まっているけれども、それ以外にはなかなかというような結果がここに出ていると思うんです。

そういう意味では、やはり食品の安全とか、そういう言葉に対して反応してきている方たちへは、かなりコミュニケーションが取れてきているという感じが御報告からもうかがえるんですけれども、その切り口では、やはり振り向かない人たちに対して、こうした基本的なリスクのとらえ方であるとか、そういうものをどう伝えていくかということが大事なのではないかと思うんです。

たしか先週だだと思いますけれども、食育基本法が成立したと思います。あの中には、い

わゆる食をめぐる勿論安全のことから健康、文化とか、言うならば、本当に食のあらゆるものが入ってきていると思うんですけれども、あれが今後どういう形で動いていくのかわかりませんが、恐らく食ということは食べる。先ほど、佐々木専門委員もおっしゃいましたけれども、食べるということを考えると、すべての人に共通していて、それをどこから切り込んでいくか。

もしかすると、子どもが楽しく食べるということだったら、興味のある人にとっても、そこを切り口にして、こうしたことの考え方もやはり伝えていくような、そういう形でのコミュニケーションの取り方というのを少し考えていくことが、ここで食品安全に関心の高くない人たちに対して、どうこういうことの考え方を伝えていき、理解していただき、結果として、みんながこうした食品の安全についても、よりレベルアップしていくようなことになるのかということの1つの切り口なのかなと思いますので、是非、ああいう食育基本法が今後動いていく中で、「食品安全委員会」もどういうふうにそこら辺と関わるのかという辺りを御検討いただければというふうに思います。

○西郷リスクコミュニケーション官 おっしゃるとおりだと思います。まず、食育基本法でございますけれども、おっしゃいますとおり、先週末6月10日に参議院本会議を通りまして、6月17日、明日公布の予定でございます。また、法律案によりますと、一月以内に施行しろということでございますから、来月中旬には施行の見込みという運びになってございます。

これは議員立法でございますけれども、「食品安全委員会」もリスクコミュニケーションの立場から、「食品安全委員会」は安全性に関係する部分を中心として、食育全体からすれば狭い分野でございますけれども、積極的に関与していくということで、今度はこれを契機に、その対象を広げるとかいったことについても検討しなければいけないのかなというふうには思っているところでございます。

おっしゃるとおり、関心のそれほど高くない方々について相対的にリスクが高まってしまふとまずいということもございます。ホームページの拡大にも努力したわけでございますけれども、例えば、子どもさんだとか、あるいは高齢の方とか、要するに食の安全の観点からすると一般的にハイリスクの方々がアクセスしにくいとかいうことも問題ではないかという御指摘も確かにございます。

ですので、私どもとしては、そういったグループに接する方々。例えば、指導者の方々に情報を伝えて意見をいただくという方法を取っていかなくてはいけないかなということまでは今考えているんですけれども、具体的な手がどこまで付いているかというところ、御指摘のとおり、まだ緒についたかつかないかというところがございますので、今後きちんと

関係機関とも相談しながら、やっていきたいというふうに思っているところでございます。

○富永座長 ありがとうございます。どうぞ。

○武見専門委員 ありがとうございます。私は今、御要望のように申し上げましたけれども、一方で、私は日本栄養士会の方のこともあって、こちらに出させていただいておりますし、実際、大学では管理衛生士をたくさん養成していて、言うなれば、食に関して人々に情報提供をし、食べ方を考えていくところになっている関係者だと思うんです。

やはり恐らく食育ということが動けば、かなりそうしたことへの関わりも増えてくると思います。そういうさっきおっしゃった研究者ではないんですけれども、要は中間に立つ人たちが、もっとやはりこういうことについて認識を持ち、自分たちが行う食の活動の中に、ここで言う、いわゆるリスクコミュニケーションのようなものの考え方とか、そこで議論されている情報であるとかをきちんと取り込めるようなことを自分たちとしても、きちんと考えていかなければいけないなというふうには思っております。

○富永座長 ありがとうございます。ほかに。

それでは、ほかに特に御意見もないようでございますから、第2の議題の「平成16年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」の膨大な報告書でございますが、これを本日の議題1と議題2に関して、いろいろと委員の皆様方から御意見などいただいておりますので、それをもう一度よく整理し直しまして、必要に応じて、ごく一部になろうと思っておりますけれども、この報告書を修文、訂正いたしまして、その上で「食品安全委員会」に報告したいと思えます。

議題1の資料2は、この本報告書の29ページに含まれておりますので、本日審議しました資料2も一部必要に応じて修正の上、ここに含まれて「食品安全委員会」に報告することになります。そういう手続でよろしゅうございましょうか。

（「はい」と声あり）

○富永座長 それでは、そういう形で、あとの事務手続を進めさせていただきます。

ほかには何か事務局からございますか。よろしいですか。

あと、議事としては「その他」がありますけれども、この参考資料でございますけれども、これは皆さん、後で御覧いただければいいわけですね。

○小木津総務課長 はい。

○富永座長 それでは、この参考資料も、これまで何回かメールでお送りいただいておりますが、もう一度必要に応じて、お目通しいただきたいと思います。

今後の予定はどうなりますか。

○小木津総務課長 それでは、今後の予定でございますが、次回の「企画専門調査会」で

ございますが、この17年度の「食品安全委員会」運営計画に定められておりますとおりには運びますと、次は自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について、大体半年ごとに御検討いただくというルールになっておりますが、それを8月～9月ごろに実施していただきたいと考えておりますので、その辺りに開催をお願いすることになるかと思えます。

これにつきましては、皆様方の御都合を再度お聞きいたしまして、日程の調整を図りたいと、このように考えております。

○富永座長　ありがとうございました。

以上で本日の議題は終わりなのですが、本日はお陰様で少し時間が早く終わっておりますので、せっかくの機会でございますので、この議題を終わりにして、あとはインフォーマルな懇談会というような形にして、そこでまた非常にいい御意見が出ましたら、遡及しまして、組み入れるなどしまして、こういう時間が余ることは滅多にないことでございますから、日ごろ何か物申したいと思っておられる方などございましたら、忌憚のない御意見ございましたら、是非この際お聞きしたいと思えます。

伊藤専門委員、どうぞ。

○伊藤専門委員　最初におほめの言葉と言いますか、事務局の皆さんに称賛という部分で、『食品の安全性に関する用語集』というのをお送りいただきました。非常にいわゆる基礎的な、今一番新しい内容に沿ってベーシックという部分で非常に活用できる内容になっていました。社内でももう少しいただいて活用しようということで、先日追加で5冊ほどいただきました。特に啓蒙教育という部分では、会社全体がみんなこのことに興味を持っているとは言い切れないわけで、いろんなところにやはり必要な部分がありましたので、特に上の方がぼーっとしていますので、そういうところに教えようということで活用させていただきました。ありがとうございました。

こんなの、この仕事に就いている人であれば、知っていることなんですけれども、私も中国から帰ってきて、2000年にこの仕事に就いたときは、まるで知らなかったこともちゃんと入ってしまっていて、キャリアオーバーと言ったらゴルフの用語かなとか、私は思っていたんですけれども、全然違うことから、もう当然のことまで全部含めて説明をされていて、大変ありがたい資料だなというふうに思いました。

それから、昨年を含めて、今年いろんなところでの会合に出たときの経験の中から、先ほど、メチル水銀という話があったわけなんですけれども、去年、仙台で宮城県庁が主催する会合の中で消費者も集まっていたいて、いろんな質問ですごく責められたんですけれども、それだけではなくて、私の方からも質問させてくれということで、この地域はサメを食べる習慣がありますねということでお話を申し上げて、厚生労働省から、ときどきこれ

以上食べるなとかキンメダイはどうかのこのとき、マグロは1週間に2巻までにしろとか、いろんなが出ていますけれどもということで話を向けたところ、60に近い主婦の方だと思わなければならない、こういうふうに直接言われたんです。もう何十年も前からみんな食べているし、妊婦だって食べて、だれも気にしていないと言われたんです。それを聞いたときに、サメにうろこがあるかどうかは知りませんが、私の目からうろこが落ちたんです。

そういうふうに直接お客様から意見を伺ったことはないわけです。役所から来る、そういう通達をベースにして、では少しセーブするかというような判断ばかりしているわけで、どちらかと言うと厳しい方向に判断をしていて、東北方面では、ほかのスーパーさんでは売れ筋になっているとか、うちのグループではヨークベニマルさんでもちゃんと販売していますよという話があって、その辺のギャップがあったんですけれども、いろんな規制をかけますけれども、きちんと売れるものは売っていききたいなという部分もあって、これは地域の食文化という部分とつながってくるので、以前に福山に言ったときに、シャコの刺身を食わされたことがあって、ちょっと手が出なかったんですけれども、仕事だと思って食べましたけれども、そういった部分が非常にあるので、その辺との兼ね合いのこともいろいろ考えながら、こういった部分、こういったチャンスにいろんな話が関係のところに通じていけばなというふうにつくづく思いましたので、紹介させていただきました。

○富永座長　ありがとうございます。ほかにどうぞ。

○門傳専門委員　今と同じように、米のカドミもそうなんですね。基準が1か0.3とか5とか、去年もやりましたね。だけど、だれもお米、そんなの食ったって死にはしないよと。だったら農薬の方がよほど危ないよとか、そういうのが体験的にあるんです。

農薬は危険と言うけれども、実際散布している私たちの方が先に死ぬよと。実際倒れた人、失神した人もいっぱいいますしね。だから、現場からすると、だれかがあそこのカドミで汚染された米をよけい食って死んだらしいぞという話は全然出なくてですね。

だから、やはりそういうのは、特に非常にカドミって語感が悪いですから、カドミと言っただけで、アレルギーを起こされるみたいなのはあるので、やはりそれを一つリスクコミュニケーションでね。あまり言えないんですね。ちょっと言いづらいというのはあるんですけれども、現実、私らは何も気にしていない。

ただ、1以上だと国が買ってくれるのかな。何かありますね。それだって、だったら変な話、今は米が安いので、どうせだったら1以上とかを出してしまっただけで、国に買ってもらった方が特だぞみたいな変な話もあったりするんですけれども、そういうくだらない話です。

○富永座長　カドミウムもメチル水銀も両方、過去に不幸な公害病、イタイイタイ病と水

候病ですね。それはもう非常に高濃度。今のいろんな基準から言うと超超高濃度の暴露摂取でああいう事態が発生しまして、それを避けるためにだんだんと富士の裾野の方へ来まして、かなり安全だと思いますけれども、そういうことが富士の山頂みたいのがあったがゆえに、よけいにみんな敏感になっているんですね。

ほかはそういう明らかな公害病のようにものが発生していないものについては、案外本当はもう少し危険かもしれないけれども、関心が薄いのがあるかもしれませんね。

どうぞ。

○近藤専門委員　やはり食品の中の残留の許容基準とゼロリスクの考え方。我々は現場におると、いろいろとそういうことで聞かれる立場におるわけですがけれども、やはりこれは長い歴史の中で培っていかねばならないし、食育の教育の中で、やはり基本的なところから、やはり教育の中で取り組んでいただかないと、我々のような年齢になって、そこから付近の日常の中で許容基準だとかゼロリスクだとかいうことになると、どうしても一方的な考え方に陥りやすいタイプの方々が非常に多く見られますので、やはりできましたら、関係府省の中には必ず文部科学省も入っていただいて、やはり基本的なところから教育を進めていかないと、先ほどの意見のように、やはり西洋並みに10年、20年、30年というところで、やはりこの食品の安全性の確保というのは出てくると思いますので、そこら辺もひとつお願いしたいなと思います。

○富永座長　そうですね。

どうぞ。

○山本専門委員　実は、我々加工食品をやっていると、勿論、食品添加物というのは、日本の場合は厚生労働省が安全だと決めたもので、その基準が決められてやっているわけですね。

ところが、文部省が発行している小学生の子ども教科書を見ますと、食品添加物というのは、できるだけ使わないようにしましょうと、安全ではありませんみたいな言い方がされているわけです。

これは一般の消費者の概念からすると、添加物というのは毒だというような概念が非常に強いんです。勿論、私どももむやみやたらに食品添加物を使おうと思っていませんし、基本的に必要最小限にしたいということで、いろんなところと消費者との方とも含めてお話をするんですけれども、なかなかそのことが理解されないというのがやはり現実だと思うんです。

それから、もう一つありますのは、これはリスクマネジメント機関である行政の方とよくお話をするんですけれども、もともとこういった基準は今は安全委員会で健康被害リ

スク評価がされて、それに安全率をかけて法律の基準が決まっているわけですね。

例えば、法律で基準がある農薬が 0.01ppm ですよということが決まれば、それをずっと若干 2 倍や 3 倍食べ続けても、何も害がないというような安全率をかけた基準になっているわけですね。ところが実際は法律違反だということで、それが我々としては何らかの行政処置を受けるということと、それに伴って、やはり今の社会情勢から考えて、どうしても回収というような行為に走らざるを得ないというようなことがありますて、やはりその辺の基準というものは相当な安全率をかけてつくられているものだ。

勿論、法律違反はなるべくしないようにしたいということなんですけれども、それが直ちに商品をすべて回収せざるを得ないほど危険なのかというようなところの、やはり関係がなかなか理解されていない。勿論法律違反をしていいというつもりは全くありませんけれども、そんな状況が今の社会の中で蔓延しているということは、やはりこの食品安全を考える上で、非常に大きな問題点ではないかなというふうに理解をしているんですけれども、そんなことをどういうふうにこれから、先ほどのリスクという考え方を国民にどう理解してもらって、定着させるかということと、本当に密接に関連することなんですけれども、そこがないとなかなかこれからうまくいかないというのは、もう本当に常々実務をやりながら痛感をしております。ちょっとそういうことだけ、事例としてお話しさせていただきました。

○富永座長 ありがとうございます。特に食品添加物につきましては、ちょっと過敏過ぎているのではないかな。一方的に悪だというふうに見なされている節があります。もう 24 ~ 25 年前になるんですが、1981 年にイギリスの大変有名ながんの疫学者のサー・リチャード・ドールという方が、アメリカ人のがんに対するいろいろな危険因子、原因の寄与度を集計されておりまして、その結果、食べ物 35%、食品添加物ではありませんよ。それから、たばこが 30% 云々とずっとありまして、食品添加物は 1% 以下と書いてあるんです。1% 以下なんだけれども、許容限界というのがありまして、- 5% ~ 2% ぐらいの範囲だとあるんです。

原因に対して、+ 2%、最大 2%。- 5% というのは、むしろ予防になっているんです。抗酸化剤とか、あるいは殺菌防腐剤。その種のものも動物実験などでは普通使われている 1,000 倍とか 1 万倍という濃度でやるものですから、多少の害が出るんですけれども、今使われているぐらいの量でしたら、明らかに私自身も抗酸化剤とか殺菌防腐剤などは、むしろがんの予防になっても原因になることはないというふうに思っておりまして、あちこちのいろんな機会でご講演いたします。そのことを紹介しますと、食品添加物を目の敵にされているような方々が立ち上がって、とんでもないと。今まで私らはどういう運動をして

きたんでしょうかとかおっしゃるので、やはりこれは本当のデータをお示ししないとまずいなと思っていた次第でございます。安全率よりも更にいいこともあり得るわけですからね。

ほかにどうぞ。

○福土専門委員 今の皆さんの御議論に関連してなんですけれども、仕事柄、やはり言葉でいろいろなものを説明する仕事をしておりますけれども、言葉というのは、やはりいろいろなイメージだとか歴史だとか、いろいろなものが積み重なっていますね。

だから、先ほどのカドミとか水銀という、やはりそれはそれなりのイメージで受け止めるし、だから、1つは科学的な話をしていく際に、でも、そういうふうな歴史を踏まえつつも、では、実際は現状はどうなのかということ、やはり科学者、専門家の方々にきちんと御説明いただくことは大切だなということと、我々受け取る側も、そこに積み重なったイメージだとか何かを少し廃していくという努力も必要なのではないかなというのが1つ。

それから、この食の安全の世界でも、新しい言葉がありますね。そういうふうなものがどう定着していくかというのを我々は紙面上でいろいろ使っていてみると、世の中のスピードが速いせいか、思ったより早く定着していくと感ずることがあるんです。

例えば、BSEという言葉は狂牛病から正確に変えるようにということが進んでいて、やはりある時点から突然割となじんだ言葉に、皆さんはなったのではないかなというふうに思います。

ただ、1つ懸念されるのは、やはり新しい言葉が定着をさせるということは大切なんですけれども、リスクとかもそうなんですけれども、片仮名語が非常に多くなってくるというのが1つ。それから、片仮名語が出てくると、すごくひびきがよくなっていて、リスクという言葉が含む、いろいろな難しさとか危険性だとかというものが、何となく薄まってしまうということもあるなという両面があると思うんです。

ですから、このリスクコミュニケーションをいろいろ進めていく上で、ひとつ、そのわかりやすい言葉をどうするかというにが大切になると思うんですが、そうした際に、その両面あるということ、やはりそれぞれの現場なり専門家なり消費者を含めて考えていくことが大切なのではないかなというふうに、ちょっと思いました。

以上です。

○富永座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○伊藤専門委員 先ほど、山本さんの方からもお話がありましたけれども、決してメーカ

ーさんの肩を持つわけではないんですけれども、事例が2つほどありまして、実際にお買い上げになったお客様から直接指摘を受けました。それは1つは、龍口春雨というカップに入った中国産の春雨のカロリー表示が間違っていますねという指摘を受けて、それでメーカーさんが動き始めて、やはり間違っていたということで、社告回収になっています。

同じような事例で、先日日清さんのUFOというのが、ナトリウム表示をミスしていますねと、これもお客様から指摘を受けました。ですから、お買い上げになるお客様がすごく見ていらっしゃるんだなと私も驚いたんですけれども、結果、これも約三十万食が回収ということになったようです。

ここで、2～3年前だったら、そんなことはまるで考えなかったんですけれども、ナトリウム表示を間違えただけで味がかなり違うのか、いえ、ほとんど違わないとおっしゃっていました。それから、別に毒を入れたわけではないしと、いろんなことを考えた場合に、30万食。私たちも以前、中国産のハウレンソウを廃棄処分するのに1年間かかったことがありますけれども、やはり食材をどう考えるかという、その廃棄する問題ですね。産業廃棄物の問題が今大きくなっていますけれども、法律違反であることは、もうしょうがないので申し訳ないんですけれども、このところで同業他社の品管も含めて、少しずつ雑談の中で、本当に回収して廃棄しなくてはいけないのかなという議論が少しずつ出てきていますので、これはこの委員会に直接関係があるかどうかは問題が違うのかもしれませんが、環境省の問題かもしれませんし。そういった発想も世の中はどんどん変化していますから、やはり自分の考え方の中に少しは取り入れる必要があるのかなというふうに、このところ、つくづく思いましたので、そのお客様がこういうところまで見ていらっしゃるということを含めて、ちょっとお話しさせていただきました。

○富永座長　ありがとうございました。

どうぞ。

○門傳専門委員　よく新聞の下に書いてあるじゃないですか。お客様へおわびがどうのこうのと書いてあるでしょう。あんなのもう見ないですね。例えば、売り場にあるものは撤去できますけれども、お客さんの手元に行っている食品であろうが、その他のいろんな電気製品とかあったって、何が何だかわかりはしないし、直接的に自分の生命に危険が及ぶのであれば、これは大きなニュースだってあるでしょうけれども、アリバイがごとくに毎日毎日何件も何件も出ていますけれども、最初は見えていましたけれども、もう見ないですよ。皆さんは見ますか。だって、自分のがもし該当していたって、そのまま食べてしまったり使ってしまうのではないかというふうに、私は雑なのかもしれませんが、あれをやれば一応対応しましたということで、全部大義名分は立つわけですね。

確かにあれは必要なことで、法令に基づいてやっているのか、自主的にやっているのか
わかんないんですけども、あれも何か慣れっこになってしまって、事の重さもわからない
ですね。ああいうのはどうなんですか。

○福士専門委員 私は下のおわび広告に関してはよくわからないのですが、先ほど伊藤専門委員がおっしゃったことで、問題はやはりクレームをしてくる消費者自身が商品の回収まで求めているかどうかというんですね。つまり、けしからぬではないかと言ってくるところ、それに対して企業がどう対応せよということまで言ってきてないにもかかわらず、企業側が過剰に反応しているのではないかなと思うケースが最近は非常に多いです。カロリー表示などは勿論大幅に違っていたとかではないですけども、生命に危険が及ぶものではないし、勿論法律違反ということはあっても。あとは一応オフレコですが、新聞の料理欄のカロリーの計算がありますね。たまに違っているというか、いただいた原稿で違っていることがあって、それから、出てしまって若干違っていることがあったんですね。そうすると読者の方で、それを計算することを毎日楽しみにしていられっしゃる方がいて、それで違っていますよと。

多分、私たちは大幅に違っているときは勿論訂正を出しますし、コンマぐらいのもですと、では、多分食材の例えば、赤身を取るかももを取るかで少し計算の誤差が出ますから、それではないでしょうかということをごきちんと返事はするんですけども、やはりその言ってくる人の主眼がどこにあるかというのが非常に違うと思うんです。だから、企業側がそれに対して、何に対してもこういう対応、回収をする、おわびをするというようなことになっていくということも、またちょっと問題ではないかなというふうには思います。

○富永座長 どうぞ。

○山本専門委員 実は、これは企業が回収に走るというようなきっかけができたのは、2つ多分あると思うんです。1つは、BSE絡みで虚偽表示をしたということに対して、やはり世の中から相当いろいろ議論をされたということが1つ。

もう一つは、アレルギー表示が始まってから、アレルギーというのは、ほかのいろんなことと違って、相当低濃度でも一部の患者さんはアレルギーを発症するおそれがあるというようなことがきっかけとなって、企業の中でもそこら辺の違いがよくわからずに、一旦回収すると何でもかんでも回収というところに走ってしまったということは確かにあると思います。

ですけども、最近、先ほど伊藤さんがおっしゃったように、大分変わってきてつつあります。恐らく少なくなってきたと思います。ですから、その辺のところを、さっきの日清食品さんのラーメンの件なんですけれども、本当はもっとちゃんと説明すべきだと思います。

うんです。どうも、もう説明してもなかなか説明すればするほど、やはり企業というのは悪だと。企業というのはどうせ悪いことをしているんだろうというふうに思われるんだったら、よけいなことを言うよりも回収してしまった方が早いというようなことが起こりつつあったんだと。今もまだあると思いますけれども、ある部分は定着して、そのうちに収まってくるだろうと思いますけれども、何ともわかりません。

○富永座長 どうぞ。

○佐々木専門委員 1つは、栄養表示のことですけれども、私も30年来栄養表示を付けていまして、検査をして付けるという仕事をしていました。厚労省の栄養改善法ができる前から、極端に言うと72年から栄養表示の分析をずっとやっていまして、その中で幾つか事例がありまして、先ほど、栄養表示は健康リスクに関係ないようなお話がありましたけれども、実は一部のハイリスクの方には非常に重たい意味がありまして、1つはナトリウム制限されている方で、やはり1日の集計として考えていますので、あめ1個ぐらいの違いならいいんですけれども、やはり1回に食事として取れる量のナトリウム量がずれると、これはやはりかなり影響が大きいということ。

もう一つは、マグネシウムの不耐症の方から御連絡いただいたことがありまして、これも本当にこちらのミスで1けた間違えて、少なく出してしまったことがあります。そうすると、こんなに少ない食品は初めて見たので、是非自分の主食に取りたいと。あわてて計算し直して1けたずれていたという、本当に20年前ぐらいの話で時効だと思いますけれども。

そのときに言われたのは、やはり一般的には栄養改善、食生活改善あるいはカロリーですとか食塩というところが注目されているんですけれども、栄養表示そのものを頼りにして食生活を摂っている、あるいはお医者様の方からも栄養指導の参考、特にハイリスクのところについては使っていることがあるので、十分制度管理ですね。慎重な栄養表示をしてほしいということも何回か言われまして、肝に銘じて計算ミス、検査ミスしないようにというふうにありましたので、先ほどのお話ですと、あまりリスクが関係ないようなこともあるんですけれども、やはり1,000人に1人でも見て生活されている方がいるという、そこは大事にしたいなという経験上の話が1つです。

それから、先ほどから食品の回収問題がありました。それは非常に私自身も問題意識を持っておりますので、これはここだけの話になるんでしょうかというのがあるんですけれども、やはり回収という判断をするときには、1つは安全性リスクの問題が1つと経済的な問題、廃棄をした後の環境問題。いろんな点から実は内々の判断基準を持っております。

例えば、子どもさん用に対して、リスクがちょっと高いようなものはすぐに回収いたし

ますし、どう考えてもこれはミスだと気が付くよねというような表示のミスであれば、それはもうごめんなさいという通告をするとか。ただ、同じ表示ミスでも、賞味期限に関わるようなものは有無を言わず回収しなければいけないとかということで、ほとんどの食品メーカーさんは自主基準を持っていらっしゃると思うんです。

ですから、その回収すること自体がどうのというのではなくて、きちんと各企業がそういうリスクなり、自分たちのコンプライアンスに応じた基準を持って、それをきちんと消費者に説明していくということが必要であって、その納得が一番大事で、一個一個どうするかというよりは、企業として我々はこういう基準を持って食品の安全なりをやっていきますということをもっと大らかに理解いただくような場があればいいかなというふうな感想を持ちました。

○伊藤専門委員 例の新聞におわびを出すという判断は、ほとんど我々のPBもそうでしたけれども、ニチレイさんもやられていると思いますけれども、この2つのメーカーさんとも、この工場がある管轄の保健所に御相談をされて、こういう形になっています。

大体回収命令という言い方は絶対に出ません。自主的に回収していただけますか、その方がよろしいですねというアドバイスは必ず受けます。

それから、いわゆる食中毒などのときでも、営業を自粛していただけるとありがたいですねということで、後から行政処分が出る場合もありますけれども、そういう自主とか自粛とか、役所からの命令ではなくて自主的にやっていただけるという判断がほとんどで、それで大体こういう社告になっているというふうに考えていただいていいかと思います。

○佐々木専門委員 今おっしゃったとおりです。保健所によって全く指導が違います。これはマネジメントの方の問題かと思うんですけれども、同じ表示の指摘が別々の保健所でありまして、相談すると別々の指導があります。最後は製造管轄の保健所の指導になりますけれども、すごく差がありまして、こちら辺は本来、厚労省に相談して判断を仰ぐべきなのかもしれませんが、相談すると現場の判断にUターンして戻って来てしまうことが多いものですから、やはりそういうのもどこか受け皿があって、判断を統一できるような、あるいは指導できるような場所が欲しいなという感じは、ここ3年ぐらいすごくそういうことが増えているということがあります。春雨の某地方での検査での回収はもう本当に大変な思いをしまして、これも相談する場所がなくて、結局自主判断ということを言われまして、いまだに後始末に追われているところがあります。

○石川専門委員 私も回収はどこまでするのかというのは非常に難しい判断だと思っていますが、私は労働組合の立場ですので、企業の方にはきちんと対応するようにということは強く言っているところであります。本当に驚くぐらい回収の報告が組合の方にも全部来

ていまして、それについては、やはり雪印食品の話とかあるように、一步間違ったら会社がつぶれて雇用問題にまで発展してしまうということは、これは決してあってはならないということで、社告だけではなくて、あらゆるところにおわびをやっているというのは、メーカーはしきりにやっていると思います。苦しい現状というのも是非理解すべきだなと思っています。

○富永座長　ありがとうございます。ほかにどうぞ。

では、山本専門委員から。

○山本専門委員　今の話で、基本的には人体に危害があるというものについては、これはもうどこの企業にとっても回収というような何らかの処置を取るということについては、今ごく当たり前になっていると思うんです。あとは法律違反ということであれば、大体保健所に相談すれば、保健所はまず、基本的にはやってくださいと、命令は出さないけれども、というところで大体落ち着いていると思うんです。

問題はブランドポリシーなんですよ。先ほどから出ていますコンプライアンスということの絡みで、ブランドポリシーの観点からどうしたいかということが最後の企業の決め手なんです。やはりちゃんとしたブランドとして確立しようとしている、していればしているほど、やはりブランドポリシーという観点からどう考えるかということが多分違うんだと思うんです。

そのところは、やはりこれはあとは個別の企業の話になると思います。企業によっては、ある企業では回収しないものが別の企業に行ったら回収されているということは、多分あり得ると思うんです。ただ、そのブランドポリシーという中で考え方を、従来は単純に免罪符的な回収をやっていたということが、環境問題も考えるし資源のむだ遣いも考えるし、いろんなファクターが入りつつあるということは事実だと思います。

それから、変な言い方ですけども、メディアのこういった問題に対するとらえ方が少しやわらかくなってきたというようなことも恐らく企業として考えていると思うんです。ですから、いろんなファクターが入ってきているということは事実だと思います。

○富永座長　関連ですね。どうぞ。

○飯島専門委員　私は薬を売っている方なのであれなんですけれども、薬というのは、やはり副作用が出たら何でも回収ですね。本来、口から入るものというのは、人の健康に影響を与えるものです。それはしっかりと人の健康に与えるものというのは、やはりモラルを持って、しっかりものをやっていただきたいなと私は思います。

健康食品もまさにそうで、健康とか食品とかという名前が付くと、全部何でも安全だというふうに思っている国民が結構多いんですね。その辺もやはり企業なり我々がしっかり

と消費者教育をして、ものをやってもらいたいなというふうに私は思います。意見でございます。

○富永座長 関連ですね。

○近藤専門委員 そうです。よく医薬品と健康商品ということで、間違いというか、その宣伝文句を見ると、健康食品を見ながら、これは医薬品用語ではないのかなというような、今いろんなもので横行していますので、これなどもやはりある一面では消費者、ユーザーが迷う。それで健康被害が起きている部分もあるのではないかと思いますので、やはりこれも整理しておく必要がどこかであるのではないかなと思っております。

○富永座長 健康食品に関しての表示に関しては、かなり細かく制限がされておりますので、そういう医薬品的なことを表現しているというのは、明らかに違反ですね。

どうぞ。

○門傳専門委員 回収という話で、今度は逆に、今月うちであったことなんですけれども、イトーヨーカ堂さんではなかったのであれなんですけれども、ある都内のスーパーに運送屋を頼んだら、運送屋が間違っただけで九州へ運んでしまったんです。うちの商品 240 個。結果的にそのスーパーに欠品になる。それだけは絶対だめと、別に 1 台うちでチャーターして、240 個届けて、なおかつその物流センターはトラック 8 台を別にチャーターして、結局うちに来たペナルティーが 20 万なんです。

それは欠品でやれないのかということ、だめだと。売価補償でもだめだと言われて、食品代は結局 2 万円にもならないのに 20 万のコストをかけて物を運ぶ。これは環境からいうと、使わなくてもいいトラックをばんばん走らせて。

実はそういうリスクコミュニケーションも裏であって、うちは失敗していないんです。うちはきちんと出しているんですけれども、運送屋が間違えた。だけれど、運送屋はそんなに払えないという、その商品代の 2 万だけ。では、差額の 17~18 万はうちが被るしかないという妙なことも実は、日常茶飯事のかどうかは知りませんが、それが現実にあるんです。

それは結果、どこかに必ずコストではね返っているはずなので、毎日スーパーに商品がある。どこに行っても何でもあるというために、その裏側で実はリスクをそれだけしょって、いざとなったら何十万。髪の毛 1 本 10 万とかですね。そういうふうな観念的にそういうのとかあるんです。あまりこういうのは表に多分だれも出さないから、ここで 1 つ。

あと、私はこの 4 月から教育委員になってしまったんです。やりたくなかったんですけれども。それで教育委員で、ある程度この食とか何かをやろうと思ったら、教育委員というのは非常に受身的に仕事なんです。事務方が出した分だけ処理するみたいなことで、

私から見ると非常にかつたるい仕事なんですよ。文科省の方がいらしたら申し訳ないんですけれども。

なおかつびっくりしたのが、教育長とか教育委員長は、学校の先生の経験者しかねないようなシステムになっているんです。そういう通達みたいのがあって、民間から入って、委員長とか教育長は多分もうないですね。だから、ある意味、非常に閉鎖的な村ではないかと思うようなものがある。

ですから、例えば、今度は栄養教諭が入った中で、かなり現場サイドは変わっているんですけども、結果的に上の部分がギャップというのがあるんで、今度その食育基本法ができたのでどうなるかわからない。

その辺、武見先生辺り、どうなんですか。

○武見専門委員 まず栄養教諭については、制度はできましたけれども、あれは任用は各自治体長に任されていますから、実際任用が実質的にどのくらい進むかという部分は実は問題としてはあるんです。

やはり食育とか栄養に興味ある人はたくさんいるから、ここぞとばかりという感じですけども、実際には社会の中で栄養教諭という立場で仕事をできる人がどのくらい出てくるかということは、まだこれからなんですね。実質上難しい。というのは、学校の職員という形で、栄養教諭に期待されているような役割を実質的にやっていらっしゃる方も現場では既にいます。本当にここだけの話ですけど、でも、その方たちを教諭に任用することは賃金体系が変わりますので、実質的には給料が上がるわけですね。というふうなものを抱えているということがあります。

ですから、学校が変わるだろうと期待しているとおっしゃったときに、思わずここで笑ってしまったのは、本当に期待したいところというのもありますし、ただし、非常にやはり校長先生とか、いわゆる上の方がそういうことについて理解があることによって、例えば、特別非常勤職員とか幾つかの仕組みを使う中で、そういう形のものを独自に置こうとか、そういうような動きがないわけではないですね。

ですから、いわゆるそういう教育の中にこうした食の安全のものなどがどう入っていくとかというのは、動く兆しは見えるし可能性も幾つか出ているけれども、それを本当に実効性のあるものにしていくというのは、やはりもう少しいろんなところでいろんな声を上げていかないと変わっていかないのかなという気がしているのが、私自身の個人的な気持ちです。

○富永座長 ありがとうございます。

大体予定の時間がまいりましたので、懇談会の方もこれで閉じたいと思いますけれども、

是非何が何でも今日はこれを一言言わないと帰れないというような方がありましたら、御遠慮なく。よろしいですか。

本日はちょっと時間があまりましたので、懇談会のような形で意見交換、情報交換をしていただきまして、これも非常によかったかと思っています。ですから、今後も、もし 30 分ぐらい時間が残るようなことがありましたら、その機会にまた忌憚のない御意見あるいは情報も御披露いただきたいと思います。

本日は暑い中を皆様方、御出席いただきまして、ありがとうございました。これで全体を終わらせていただきます。